

相続税教室(3) 生前贈与の活用②

増税前の平成 26 年以内に検討すべき生前贈与として、**住宅取得等資金贈与の非課税特例制度**があります。対象住宅が省エネ・耐震対応住宅であれば、1,000 万円まで、それ以外の一般住宅であっても 500 万円まで非課税で贈与できます。

非課税贈与額	1,000 万円までの住宅取得等資金を無税で贈与できます。さらに暦年贈与の非課税枠 110 万円をプラスすることにより、合計 1,110 万円まで贈与税がかかりません。 また、暦年贈与にかえて相続時精算課税制度を併用することができます。 なお、この特例制度は住宅取得等のための資金に限られ、借入金返済資金等は対象外ですのでご注意ください。
対象者	父母および祖父母等の直系尊属よりの贈与で、対象は贈与を受ける年の 1 月 1 日で 20 歳以上の子供・孫等に限ります。
適用期間	平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日の贈与で翌年 3 月 15 日までに住宅を取得し居住開始、または未完成・未入居でも遅滞なく居住することが確実であることが必要です。
対象住宅等	(1) 自己の居住用家屋及びその敷地の購入費用(土地の権利取得のための資金を含む)。 (2) 所有家屋の増改築の費用等 (3) 住宅の新築等に先行してその敷地に供される土地等を取得する場合の資金。
手続	贈与を受けた翌年 3 月 15 日までに贈与税申告書と添付書類により税務署に申告します。

相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、60 歳以上の両親・祖父母から 20 歳以上の子及び孫への生前贈与を 2,500 万円まで非課税にし、超える部分は一律 20%の税率で贈与税がかかるというものです。なお、一般的な暦年課税制度を用いる場合、相続前 3 年以内に贈与を受けました金額を除いて相続財産から外れますが、相続時精算課税制度を用いる場合、贈与を受けた金額のうち全額を相続財産に入れて相続税を計算します。

この制度の適用要件が平成 27 年 1 月 1 日から緩和されます。

【相続時精算課税制度の適用要件の見直し】(平成 27 年 1 月 1 日～)

①受贈者の範囲に、20 歳以上である孫が追加されます。

(注)孫の場合は原則として相続税の精算時(申告時)に 2 割加算の対象となります。

②贈与者の年齢要件が 60 歳以上(現行 65 歳以上)に引き下げられます。

実際は、この制度はあまり利用されていません。その理由は、① 一旦この制度を選択すると暦年贈与には変更できず、相続時精算課税制度適用後の贈与財産は、すべて相続税の課税対象に加算されます。勿論、相続時精算課税制度では既に支払った贈与税は相続税から控除できるため、過剰に納税している金額は全額還付されますが、②一般的な暦年課税制度で言う基礎控除に相当する免税が存在しないため、**贈与税としての節税効果はありません。**

なんだか複雑で使い勝手が悪そうですが、この制度は以下の場合に効果がありそうです。

- ① 非課税枠が 2,500 万円と大きいため、収益物件などの財産分与や事業承継に使える
- ② 贈与時の評価で相続時にも評価するため、将来値上がりする財産の場合は相続税が抑制できる